

集会議室利用団体の皆様へ

新型コロナウイルス感染を防止し、安全に安心して利用できるよう、利用される団体の皆様には、下記のとおり感染防止にご協力をお願いします。

また、マスクの着用については、「着用は個人の判断に委ねることを基本」とし、公演主催者が必ずしも「マスクの着用」を働きかける必要はありません。

なお、公演主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、来場者ないし公演関係者にマスクの着用を求めることは許容されます。

<開催前の対策>

(1) 入場制限

- ・主催者は、集会・講座等の開催にあたって、密集を回避する方策や密な状況が発生させない工夫の導入を検討してください。
- ・参加者が多数になることが見込まれる集会・講座等については、埼玉県において示される対応に基づいて実施の可否や開催方法等について、その影響や補償等も含めて判断するようにしてください。
- ・高齢者や持病のある方が参加すると見込まれる集会・講座等については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。

(2) 参加者について

- ・参加前の検温の実施の要請のほか、参加を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。
- ・集会・講座等の開催前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止について注意喚起してください。

(3) 関係者について

- ・従事者や集会・講座等の開催関係者の感染が疑われる際の対応について、事前に検討を行い、自宅待機や受診等の基準を定めてください。基本は、発熱などの体調不良や陽性とされた者との濃厚接触がある場合には集会・講座等への参加を控えてください。
- ・本内容とこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図ってください。

<開催当日の対策>

(1) 周知・広報

- ・感染予防のため、施設管理者と協力の上、参加者に対し以下について周知してください。
 - ①発熱時・咳・喉の痛み等体調不良時に来館を控えること
 - ②人と人との距離の確保
 - ③施設内での会話の抑制、咳エチケット
 - ④入館時の手指の消毒や施設内での手洗い
 - ⑤集会・講座等の開催前後の飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止についての注意喚起
 - ⑥（感染対策上又は事業上の理由等により必要な場合のみ）マスクの着用

(2) 参加者の入場時の対応

- ・以下の場合には、参加をしないよう要請し、払い戻しに対応する等、有症状者の入場を確実に防止してください。
 - ①発熱があり検温の結果、目安として37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱よりも高い発熱があった場合
 - ②咳・喉の痛み等体調不良の症状がある場合 等
- ・密集を回避するため、事前に余裕を持った時間設定をし、エリア等による時間差での入場、開場時間の前倒しのほか、導線の分散、呼びかけ等により、一定の距離の間隔を確保してください。
- ・パンフレット等は据え置きとし来室者が自ら取得するか、手渡しの場合には係員は適宜手指消毒を行ってください。

(3) 開催中の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、会話抑制、複合的な予防措置に努めてください。
- ・ 座席はできるだけ指定席にするなどして、主催者側で管理調整できる席配置とするよう努めてください。
- ・ 大声での発声が伴わない利用については、基本的な感染防止策（手指の消毒や手洗いの励行、咳エチケット、人と人との距離の確保、会場の常時換気）を講じたうえで、定員までの利用としてください。なお、条件が担保されない場合は定員を制限してください。
- ・ 常時換気を行ってください。
- ・ 参加者同士の接触は控えていただくよう周知してください。
- ・ 感染リスクが高まるような演出（反復・継続的に参加者の声援を求める 等）は控えてください。
- ・ 大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行う等、大声の抑止の措置を講じてください。

(4) 関係者の感染防止策

- ・ 開催の運営に必要な最小限度の人数としてください。
- ・ 各自検温を行うこととし、目安として37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱よりも高い発熱の場合には自宅待機とするようにしてください。さらに、発熱の他に咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害 等の症状がある場合も、自宅待機を促してください。
- ・ 有症状の関係者は参加等を控えることを徹底し、感染リスクの拡散を確実に防止してください。

(5) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行ってください。
- ・ 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を徹底してください。
- ・ 速やかに必要となる検査を行い、罹患状況等を確認し、埼玉県の対応方針等に沿った対応を行ってください。

<開催後の対策>

- ・ 感染が疑われる症状を発症した場合は、速やかに必要となる検査を行い、罹患状況等を確認し、埼玉県の対応方針等に沿った対応を行ってください。

<当館の施設管理について>

- (1) ドアノブや手すりなど、不特定多数が触れやすい場所の消毒を行います。
- (2) 館内入口や各施設用にアルコール消毒液をご用意しております。
- (3) 定期的に適切な換気を行います。
- (4) 受付に飛沫防止用のアクリル板を設置しています。